

乳児虐待声上げぬ病院

今年1月、生後3カ月だった大阪市の男の子が愛死した。骨折で入院し、退院翌日に再び病院に運ばれていた。傷害容疑で逮捕されたのは両親だった。病院は不自然なげがに気付きながら、通告を怠っていた。被害を訴えることさえできない乳児の命をどうしたら救えるのか。関係機関の模索が続く。



阿部嬢ちゃんの異状は昨年11月、大阪市立住吉市民

病院(同市住之江区)での1カ月健診で見つかった。左腕の骨が折れていた。同月末には両足の骨折も見つかり、そのまま入院した。嬢ちゃんを診た医師は考えられる原因をカルテに書



亡くなった阿部嬢ちゃん

き込んだ。「先天的な骨の形成不全」「ホルモンの病気」、そして「虐待」。医師は母親の阿部智代美

「授乳嫌がる」「あやさない」 予兆把握へ点検表

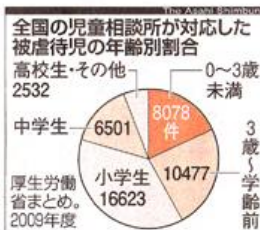
一方で、病院からの通告が乳児の命を救ったとみられる例もある。

大阪府寝屋川市では生後4〜6カ月の長男を踏みつけ、両足の付け根などの骨を骨折させたとして、昨年12月、父親が傷害罪で起訴された。長男を診た病院の医師が虐待を疑い、診療翌日には大阪府中央子ども家庭センターに通告し、センターは3日後に寝屋川署に

通報した。

医療機関での受診は、外部には見えず、乳児への虐待を発見する数少ない機会だが、児童相談所へ通告する例は少ない。

厚生省のまとめでは2009年度、全国の児童相談



全国の児童相談所が対応した被虐待児の年齢別割合

■住吉市民病院の虐待チェックシート

(新生児・未熟児用から抜粋)

- ・アイコンタクトが欠如している
- ・子どもの性別に対して失望感がある
- ・乳児が泣くことに過度に悩まされている
- ・授乳やおむつ交換を嫌がる
- ・子どもをあやさない
- ・家族や友人の支援がない
- ・夫や家族が母親に対して否定的である

■虐待の主な電話相談窓口

児童相談所全国共通ダイヤル

0570・064・000

全国子育て・虐待防止ホットライン

(日本子どもの虐待防止
民間ネットワーク)

0570・011・077

(月〜金曜 午前10時〜午後5時
土曜 午前10時〜午後4時)

親の説明うのみ 危険

大阪府などの被虐待児鑑定医を務める近畿大医学部の巽信二教授(法医学)の話 今回のように、乳児が短期間で2度も骨折したり、両足を同時に骨折したりすることは異常で、虐待を強く疑わせる。医師は目の前の治療に集中してけがの原因や背景の分析を軽視しがちだ。親の説明をうのみにせず、冷静にけがの状態を見て判断してほしい。日頃から児童相談所の職員が医療機関を訪れ、信頼関係を築き上げている地域は虐待発見に成果が出ている。児相に通告しやすい環境づくりが重要だ。



大阪・死亡「熱心な親かと…甘かった」

子供たちを被虐待児にしないために、 今できること

クイズです！ あなたはどう思いますか？

- ① 虐待は問題になっているが
相談件数自体は実は増えていない？
- ② 医師、看護師、医療事務職員は児童
虐待の確証が得られ次第速やかに
児童相談所へ 通告する義務がある？
- ③ 通告は児童相談所へ、夜中でもよい？
- ④ 通告は個人情報保護の観点から親の
同意を得てからとすべきである？
- ⑤ 毎日同じ汚れた服をきてくる子は
虐待を疑い、通告すべきである？



児童相談所における児童虐待件数

虐待を受けたと思われる児童
まで通告

児童虐待に関する法律
施行

(通告義務)

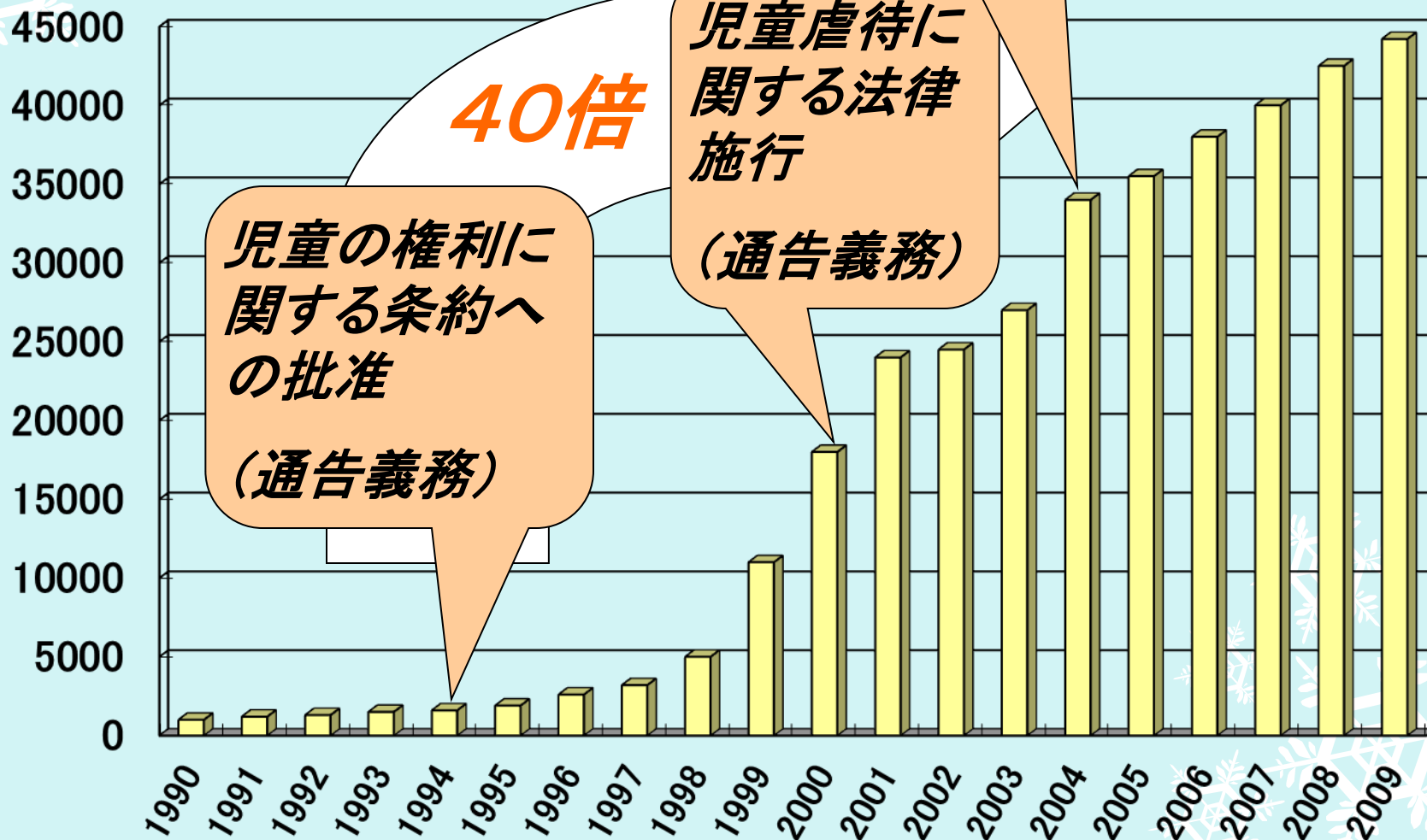
児童の権利に関する条約への
批准

(通告義務)

40倍

件数

44211件



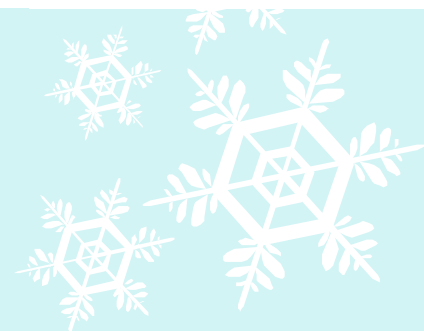


虐待の相談件数： 全国 と 岡山県

1 相談件数の年次推移（県内3児童相談所での被虐待児童相談状況）

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H18	H19	H20
全 国(件)	(1.30) 6,932	(1.68) 11,631	(1.52) 17,725	(1.31) 23,274	(1.02) 23,738	(1.12) 26,569	(1.24) 32,979	(1.08) 37,343	(1.08) 40,618	(1.05) 42,662
岡山県(件)	(1.18) 120	(1.54) 185	(1.69) 312	(1.34) 417	(1.13) 471	(1.30) 610	(1.26) 767	(1.25) 1,039	(1.01) 1,048	(0.87) 915

* 上段の()内は、対前年度比。H17 5月末は対前年同月比。
全国H16数値は、速報値である。



県は2010年度中に県管轄の中央、倉敷、津山の3児童相談所に寄せられた児童虐待に関する相談状況をまとめた。総件数は761件で、独自に児童相談所を設置する政令市・岡山市分の308件を含めると1069件（前年度比48件増）。県が統計を取り始めた1998年度（120件）の約9倍で、過去最多となった。（入野晶彦）

虐待相談最多1069件

10年度県内児相



増加の原因を、県子ども未来課は「虐待に社会全体の関心が集まり、疑いがあれば児童相談所に通告するケースが増えている」、岡山市の児童相談所「こども総合相談所」は「核家族化により孤立し、子育てに悩む親が増えたため」とみている。

県の3児童相談所が受けた虐待の内容は、ネグレクト（育児放棄）が527件（前年度比27件増）と全体の69.2%で最多。次いで暴力を振るうなど身体的が118件（同4件増）で、昨年2番目だった心理的104件（同28件減）を上回った。性的は12件（同1件減）だった。主な虐待者は実母が74.3%、実父が21%。岡山市のこども総合相談所が受けた相談は、ネグレクトが前年度比56件増の214件、心理的64件（同8件増）、身体的28件（同20件減）、性的2件（同

ネグレクトや孤立し子育て要因 身体的暴力

死者は1人おり、岡山市内で2月、知的・発達障害がある高校1年の長女（16）が、自宅浴室で死亡。母親が両手足を縛って閉じ込め、全裸で長時間放置したとして、逮捕・起訴された。10年度は全国的にも相談件数が増え、東日本大震災で集計できなかった宮城、福島県、仙台市を除いた数字でも5万5152件（速報値）と、初めて5万件を超えた。ノートルダム清心女子大児童学科の清板芳子教授（臨床心理学）は「虐待にはそれぞれ複雑な要因が絡み合っているが、顕在化してきた背景には、便利な現代生活に慣れ育った親が、昔と変わらず困難の多い子育てに直面したとき、耐えきれず我慢ができないことなどが考えられる」としている。

2件増）。

岡山県の虐待の種類別相談件数

ネグレクトや 心理的虐待の割合が増えている
実母が多い

2 相談件数の内訳

	児童相談所別			虐待の内容				主たる虐待者		
	中央	倉敷	津山	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	実母	実父	その他
12年度	155 (49.7)	113 (36.2)	44 (14.1)	146 (46.8)	10 (3.2)	147 (47.1)	9 (2.9)	194 (62.2)	52 (16.7)	66 (21.1)
13年度	188 (45.1)	168 (40.3)	61 (14.6)	167 (40.0)	9 (2.2)	198 (47.5)	43 (10.3)	297 (71.2)	64 (15.3)	56 (13.4)
14年度	205 (43.5)	217 (46.1)	49 (10.4)	223 (48.4)	9 (1.9)	186 (38.7)	53 (11.0)	306 (65.0)	98 (20.8)	67 (14.2)
15年度	316 (51.8)	246 (40.3)	48 (7.9)	182 (29.8)	29 (4.8)	315 (51.6)	84 (13.8)	436 (71.5)	95 (15.6)	79 (12.9)
16年度	400 (52.1)	321 (41.9)	46 (6.0)	248 (32.3)	18 (2.3)	358 (46.7)	143 (18.7)	460 (60.0)	176 (22.9)	131 (17.1)
18年度	552	384	103	258	15	587	185	742	223	74
20年度	365	473	77	110	6	694	105	740	135	40

22年度 津山児相 は 168

津山も近年増加

岡山県での虐待の相談経路別件数とその後

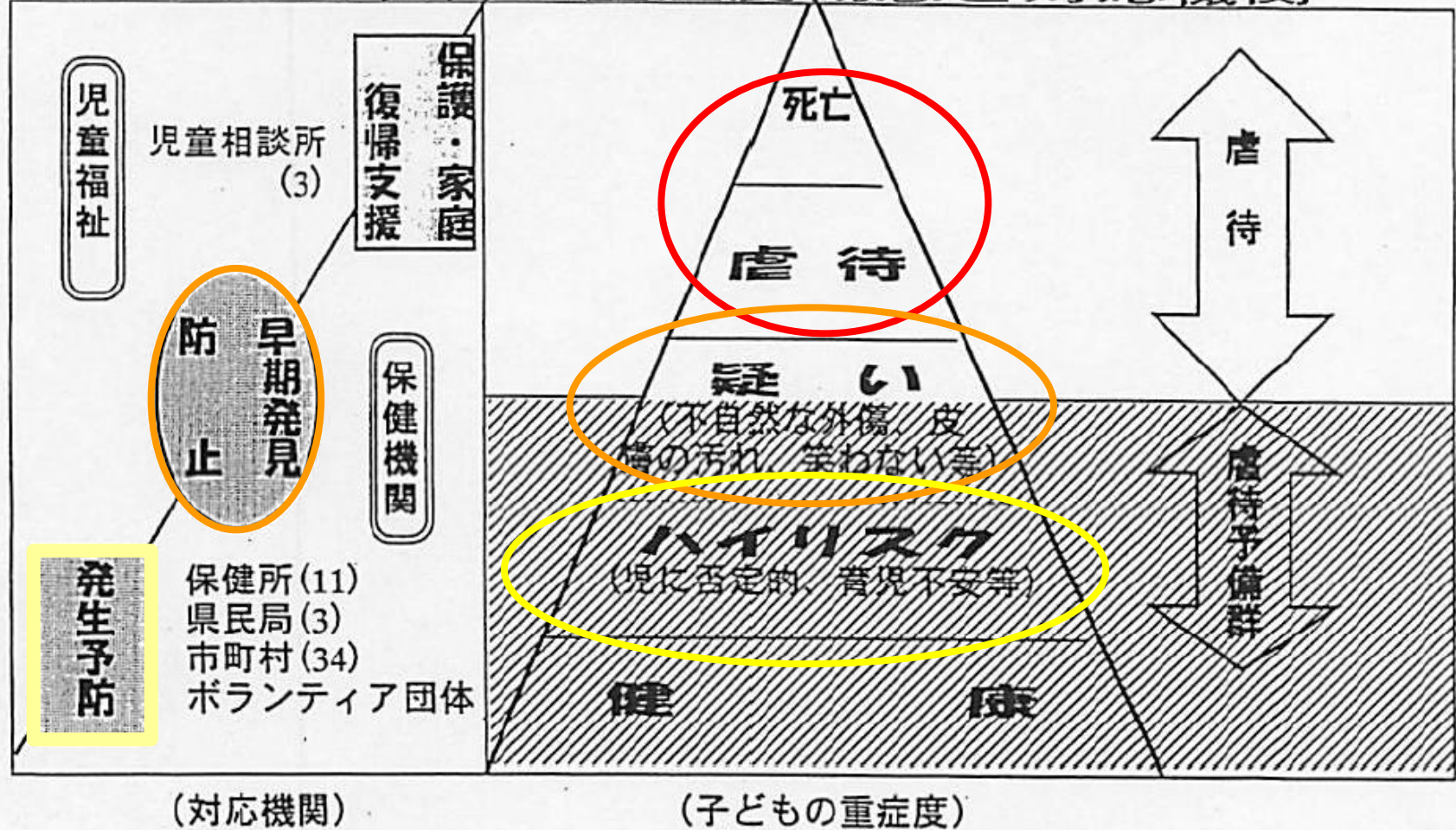
どこからの通告が多いか？

	相談の経路								処理の種類			一時保護状況
	近隣知人	保健所	市町村	学校 保育所等	家族	警察等	医療機関	その他	指導	施設入所等	その他	
H12年度	42 (13.5)	35 (11.2)	63 (20.2)	56 (17.9)	60 (19.2)	20 (6.4)	9 (2.9)	27 (8.7)	257 (82.4)	43 (13.8)	12 (3.8)	78
H13年度	41 (9.8)	35 (8.4)	86 (20.6)	107 (25.7)	76 (18.2)	29 (7.0)	15 (3.6)	28 (6.7)	369 (85.2)	55 (12.7)	9 (2.1)	137
H14年度	66 (14.0)	37 (7.9)	91 (19.3)	121 (25.7)	91 (19.3)	33 (7.0)	16 (3.4)	16 (3.4)	416 (85.0)	68 (14.0)	5 (1.0)	185
H15年度	66 (10.8)	53 (8.7)	138 (22.6)	208 (34.1)	62 (10.2)	18 (2.9)	22 (3.6)	43 (7.1)	513 (81.2)	97 (15.3)	22 (3.5)	237
H16年度	48 (6.3)	74 (9.6)	127 (16.6)	230 (30.0)	122 (15.9)	38 (5.0)	44 (5.7)	84 (10.9)	621 (80.3)	139 (18.0)	13 (1.7)	262

学校・保育所からの通告が多い

疑い例の段階で 拾い出すことが子供を守り 子育てに悩む保護者を救う

1. 子ども虐待の重症度概念と対応機関



虐待が疑われた児の通告は

**加害者の告発ではなく、
児の安全の確保 ならびに
児と家族（加害者を含む）への援助
の開始**

援助を必要としている

社会的・精神的に追い詰められた 母の姿が隠れている！

要支援レベル： 津山市で進行中の管理対象181例

要支援 レベル	介入時点での判断	実数
レベル5	緊急介入により、職権一時保護等の法的対応が必要	1
レベル4	当面、在宅で支援を行うが、親子分離や法的介入を視野に入れた支援が必要	4
レベル3	在宅での支援を基調としながら一時的な施設利用等を考慮した支援が必要	42
レベル2	在宅で地域ネットワークによる経過観察と育児支援等が必要	61
レベル1	虐待の判断は難しいが、今後移行するおそれがあり、育児支援や地域の子育て支援活動等が必要	25

子ども虐待にかかる支援の目安

(市町村子ども虐待ガイドラインから)

要支援 レベル	介入時点での判断	市 町 村	児童相談所	
		支援及び連携の目安	支援の目安	機関連携
レベル5	緊急介入により、職権一時保護等の法的対応が必要	原則的に児童相談所へ送致 （子どもの状況により、警察や医療機関等へ連絡）	3号措置 もしくは 法的対応	<家庭裁判所> 28条 33条の6等 <警 察> 情報提供
レベル4	当面、在宅で支援を行うが、親子分離や法的介入を視野に入れた支援が必要			
レベル3	在宅での支援を基調としながら一時的な施設利用等を考慮した支援が必要	必要性があり且つ要件を満たせば児童相談所へ送致 原則的には、市町村による継続支援	市町村からの送致は、原則2号措置で対応	<警 察> 情報提供
レベル2	在宅で地域ネットワークによる経過観察と育児支援等が必要	市町村による継続支援 （情報提供・判定依頼）	市町村の後方支援	
レベル1	虐待の判断は難しいが、今後移行するおそれがあり、育児支援や地域の子育て支援活動等が必要	市町村による継続支援 （情報提供・判定依頼）	市町村の後方支援	

※「介入時点」とは、「調査の結果に基づいて通告の評価を行い、具体的な支援を検討する時点」のことである。

※「支援レベル」は、事案の状態により変動する。そのため、定期的な見直しが必要である。

※3号措置＝児童福祉法第27条第1項第3号措置(児童福祉施設入所及び里親委託)

※2号措置＝児童福祉法第27条第1項第2号措置(児童福祉司等による指導)

児童虐待に関する法律 定義と通告義務

平成12年施行の『児童虐待の防止などに関する法律』では、

早期発見の義務:

『…病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び…医師、保健婦、その他児童の福祉に職務上関係の有るものは、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童の早期発見に努めなければならない』 医療スタッフには虐待の早期発見が期待され、努力義務がある。

通告の義務:

虐待の通告に関しては、『児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、児童相談所に通告する義務がある。』

真偽の如何にかかわらず、虐待が疑われた時点で通告する義務がある。通告義務は守秘義務より優先され、守秘義務違反に問われない。また、保護者への連絡の必要はない。



虐待の定義

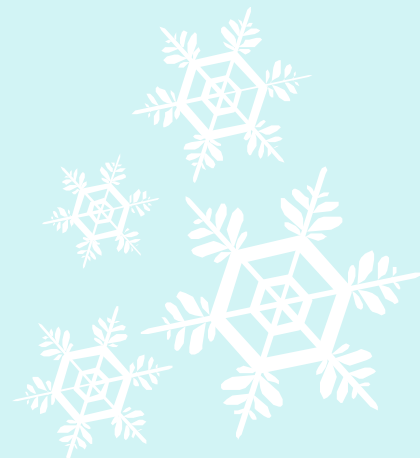
保護者がその監護する児童(18歳に満たないもの)について
おこなう以下の行為

①身体的虐待

②心理的虐待

③ネグレクト

④性的虐待



虐待の定義

保護者がその監護する児童(18歳に満たないもの)について
おこなう以下の行為

①身体的虐待

児童の身体に外傷が生じまたは生じる恐れのある暴行を加えること

歩行できない乳児の
頭部の外傷。

大腿や下腹部、陰部
など転倒によっても傷
ができにくい部分の傷
やあざ。

アイロンやタバコの形
のやけど、XPで複数
の不自然な骨折

殴る、蹴る、タバコの火を押し付けるなど
寒い中戸外にしめだす、柱に縛り付ける

『代理ミュンヒハウゼン症候群』

子供に故意に過剰の薬物や毒物を与えておきながら、受診・入院時は献身的にかかわる姿を見せる。

虐待を疑う 外傷のポイント (院内虐待対応マニュアルより)

項目	虐待の可能性が高い	虐待の可能性が低い
受傷機転の説明	あいまい 矛盾 不一致 不自然	一貫性がある
受傷から受診までの時間	遅い(悪化してからの受診)	早い(常識的な範囲)
傷の数	多発性	単発性
傷の状態	新旧混在 感染等の合併 形態が明瞭(手形、物の形等)	新鮮 同時期発症の傷
挫傷の発症部位	耳介 頸部 腋下 背部 臀部 陰部周囲 手首 足背	体の前方皮下に脂肪組織の少なく 皮膚の直下に骨が存在する部位
児の年齢(挫傷)	新生児 乳児	
熱傷の状態	辺縁の明瞭な深い熱傷	辺縁の不明瞭な浅い熱傷
熱傷の部位	手背 足背等物に触れない部位 大腿、臀部の内部	手掌 体の露出部
タバコによる熱傷	多発性 新旧混在 (瘢痕にも注意) 通常衣服で覆われている部位や 足底等人目につきにくい部位	単発性 通常露出部に多い

虐待を疑う 外傷のポイント

(院内虐待対応マニュアルより)

項目	虐待の可能性が高い	虐待の可能性が低い
頭蓋内損傷	硬膜下血腫 新旧血腫の並存	硬膜外血腫
頭蓋骨の骨折	多線性 解離性 両側性 頭頂部陥没	線状骨折
骨折の部位	骨幹端骨折 肋骨 棘突起 胸骨 肩甲骨	
骨折の形態	らせん骨折 鉛管骨折(鉄パイプをまげたような)	
骨折児の年齢	2歳未満	5歳以上
網膜出血	Shaken baby syndromeに特徴的	*網膜出血の鑑別診断* 心肺蘇生術後 CO中毒 重度の胸部損傷 凝固異常 等

ゆさぶられっ子 症候群

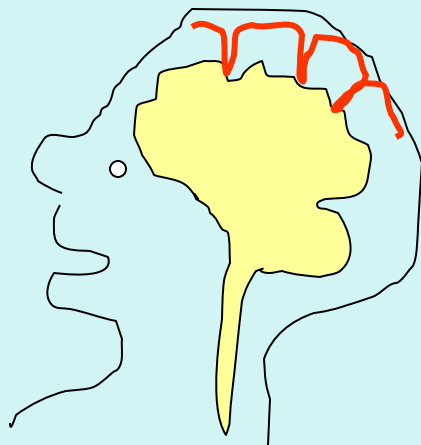
養育者が両手で乳児(6ヶ月未満が多い)の胸部や腕や足を持ち、激しく揺さぶることによって外傷が生じたもの。

頭蓋内出血， 網膜出血、脳実質の障害がみられる

- ・「高い高い」を乱暴にした.
- ・ あやして，強く数回揺さぶった.
- ・ 児がテーブルから落ちそうになったのを腕をつかみ引っ 張り上げた

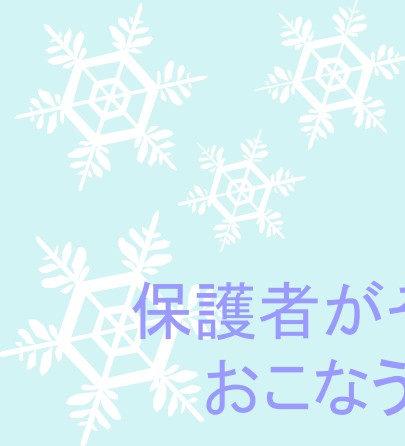
厚生労働省の統計によると，本症での死亡は平成18年～20年までで1件

・ 予後は，致死率は15%，後遺症は50%以上.



赤ちゃんの脳はまだ入れ物(頭蓋骨)より小さく 頭蓋骨との間に隙間が多い

速く大きく揺さぶられると脳は動き易く、頭蓋骨から 伸びている血管(架橋静脈)が 切れてしまう。



虐待の定義

保護者がその監護する児童(18歳に満たないもの)について
おこなう以下の行為

①身体的虐待

児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応。児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(略)その他の児童に著しい心理的外傷を与える行動をおこなうこと

②心理的虐待

凍りついた目

表情の乏しさ

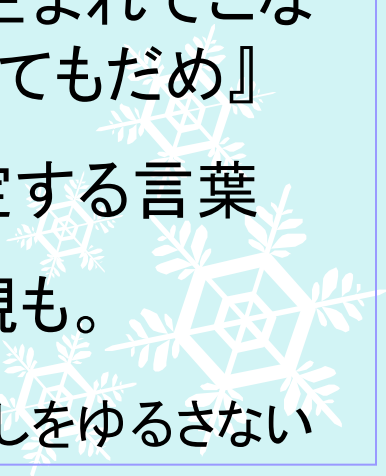
無反応や極度のおびえや不安

『殺してやる』『お前なんか生まれてこなければ良かった』『何をやってもだめ』

など子供の存在価値を否定する言葉

兄弟間の明らかな差別、無視も。

極端に激しい叱り方 お漏らしをゆるさない



虐待の定義

保護者がその監護する

極端なやせ
＝愛情遮断症候群

極端な不潔、衣類を変えてこない、忘れ物が極端に多い

子供にとって必要な世話＝食事・清潔などをおこなわないこと。オムツを替えないなど

同居人が虐待するのを放置すること。

自動車内への置き去り、病気や怪我しても病院に連れて行かない。

抱き上げない、視線を合わさないなど親子としての情緒的交流がないこと

③ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、

④性的虐待

保護者以外の同居人による同様の行為と同様の行為の放置、その他の保護者としての監督を著しく怠ること

虐待の定義

保護者がその監護する児童(18歳に満たないもの)について
おこなう以下の行為

①身体的虐待

子供への性交、性的欲求を伴った接触・衣類を脱ぐこと・一緒に入浴すること、性的な映像を見ることの強要、ポルノグラフィの被写体に子供を強要すること。

年齢に不相応な過度の
性的関心・行為、

更衣・入浴・一人になる
のを嫌がる様子

身体的外傷などの外見的な異常がなく、行為している様子が他者の目に触れることが非常に少ないため発見されにくい。

④性的虐待

最も発見の困難な虐待で児童虐待防止法では『児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること』



岡山県における虐待通告先

津山児童相談所

津山市山北288-1 TEL: 0868-23-5131

福祉相談センター(中央児童相談所)

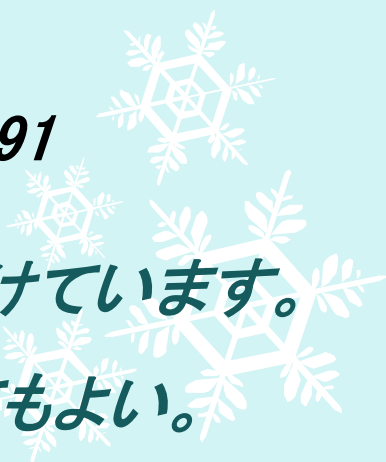
岡山市平田407 TEL: 086-246-4152

倉敷児童相談所

倉敷市美和1-14-31 TEL: 086-421-0991

市役所、町村役場でも受け付けています。

虐待を疑ったらどこへ通告してもよい。



これはモデルケースです：よく似た事例が実際に生じています。

通告児 もうすぐ2歳の男児。

1歳頃から体重が増えない。保育園では良く食べるが、あまり笑わない、 服装が汚く何日も同じ服をきている。

保育園の先生から通告

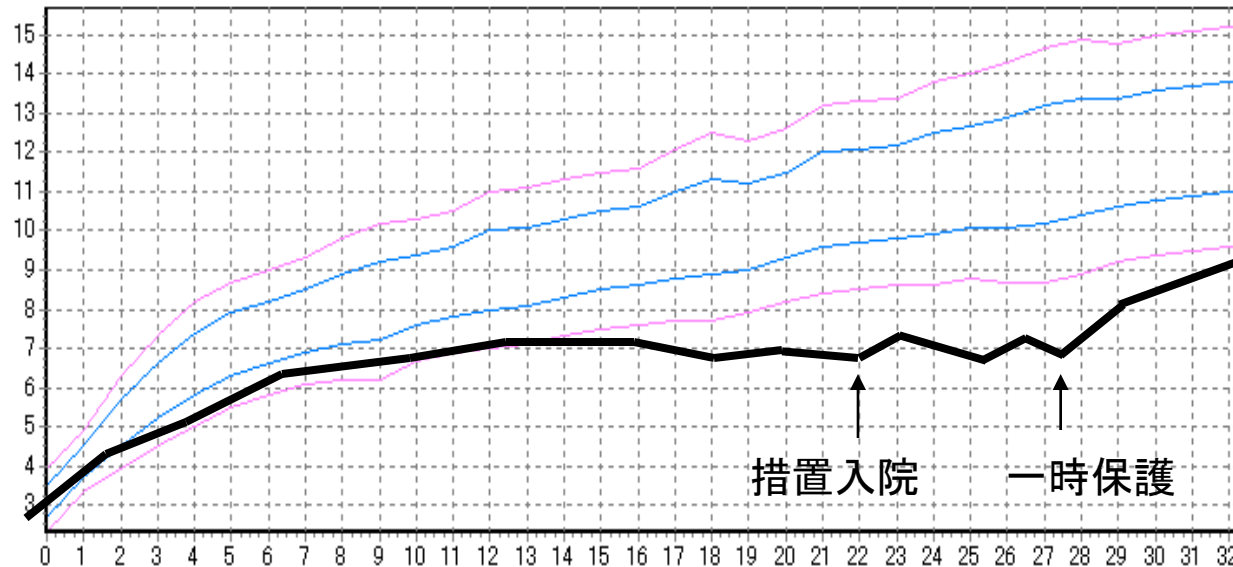
児童相談所の職員とともに受診 検査では異常なし

しばらく措置入院すると体重がよく増える

育児の補助と指導をしたが

変わらず一時保護 施設入所

母 非行歴あり 未婚



母への指導観察を継続

児への面会の回数を増やし自宅へ帰る働きを継続中

これはモデルケースです：よく似た事例が実際に生じています。

お風呂で頭を打って 顔色が悪くなったと救急要請
心肺停止で救急搬送された 11ヶ月の女児（双子の妹）

軽度発達障害の上の子の育児に手がかかる

父、祖父母は 仕事が忙しく援助が得られていなかった

病院で蘇生をおこなったが 死亡

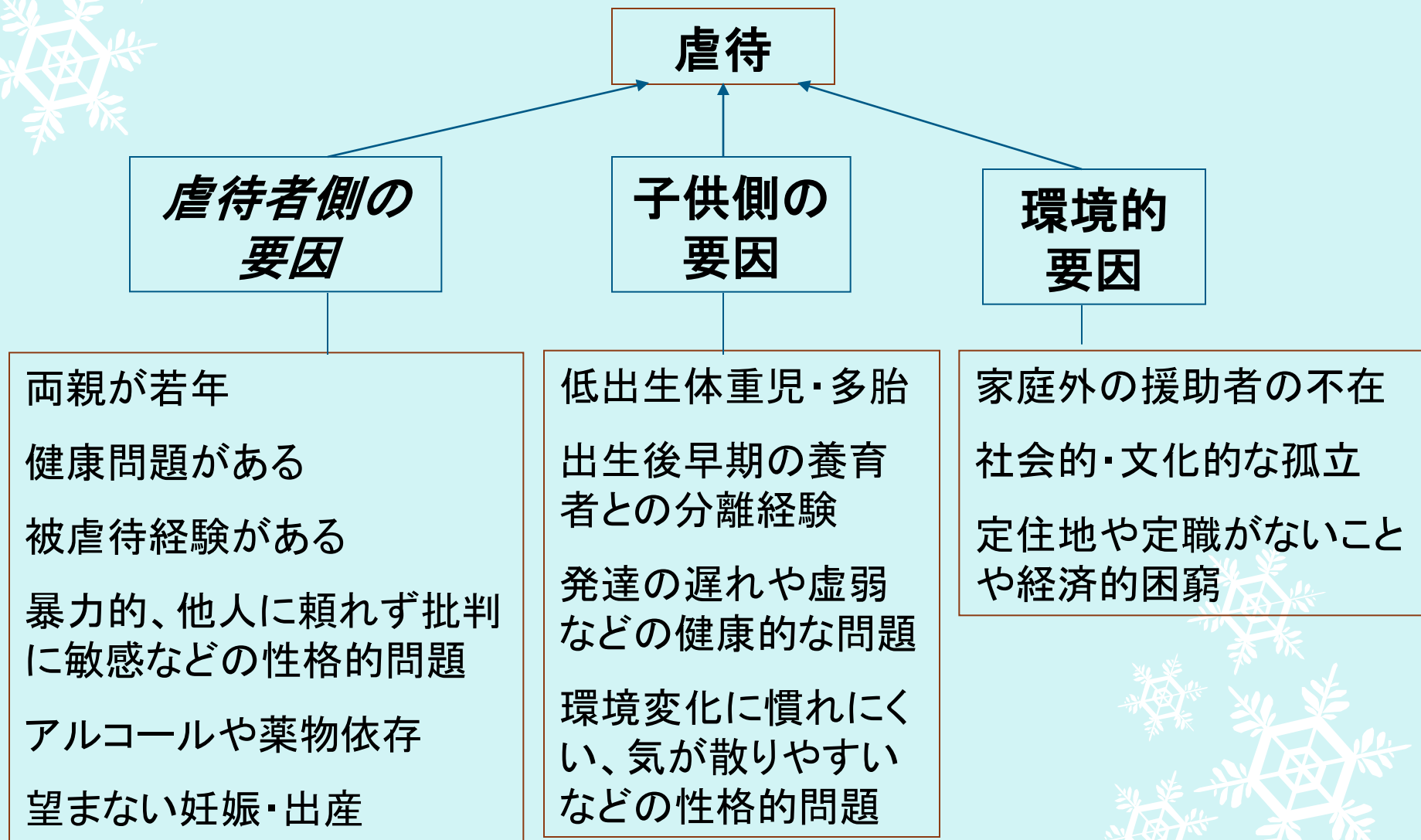
母が 夜泣きに かつとして 頭を強くたたいたことを自供

→ 逮捕 ・ 起訴

育児の援助、 上の子への療育の援助が必要だった

母には 精神的援助が必要であった

虐待の発生要因



これはモデルケースです：よく似た事例が実際に生じています。

頬と顎に 打ち身のようなあざをつくって通学してきた 小学1年女児

学校の先生が児童相談所に通告

本人は転んだといい 母も同じことをいう

以前にもときどき 額や胸に打ち身をつくることがあった

母は離婚後

愛人の男性と同居

本人に聞くと おじさんに しかられて 強くたたかれたと

子供は 口止めされたり、怖くて黙っていることも少なくない

不自然な あざ や 傷 に気づき 虐待を疑うことが大切



虐待に求められるケア

- ・ 予防と早期発見

『学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係の有るものは、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童の早期発見に努めなければならない』

(児童虐待防止法第5条)



虐待に求められるケア

・ 予防と早期発見 = ハイリスクへの注意

①妊娠出産期 望まない妊娠・ 妊婦検診を受けない
多胎妊娠・分娩
マタニティーブルー 障害児

→ 分娩施設から地域の保健師への連絡(連絡票あり)

②乳児期 乳児検診で成長と発達。衣類や皮膚
の状態、清潔をチェック
検診をうけない。

外来受診や入院が過度に頻繁。

③学童期 遅刻や欠席が多い。
忘れ物や宿題をしないことが多い。
急激な学業不振

→ 担任教諭と連絡をとる

虐待を受けた子供へのケア

子供なりの適応努力の結果であることの理解

予測される行動や否定的感情を共有し周囲で連携をとって支える

・対人関係における障害

①無差別的愛着傾向 いつ虐待が起こってもおかしくない状況にいたため 攻撃される前に過剰に甘える方法で身をまもる。

②デタッチメント 些細なことであっさり関係をたってしまう。
経験から相手に愛情を示すことが困難

③リミットテストイング

コミュニケーションの方法を親から学ぶ

他者と関係を形成する際、虐待行為を誘うような行為をしたり 関係がうまくいかなかったとき攻撃的・暴力的な方法で解決しようとする。他社との関係で虐待が常にあるものと思い敏感になり、虐待を誘うかのような逸脱行為をする



虐待を受けた子供へのケア

①安全な場所と安定した生活の提供。

②心理的なケアの提供
児童精神科医のカウンセリング

③受容的かわり
かけがえのない存在であることの
メッセージ

・心的外傷後ストレス障害(PTSD)

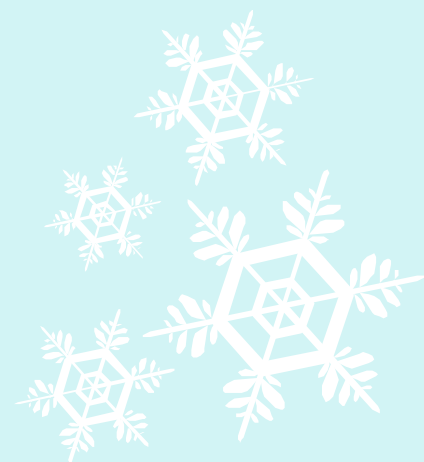
・自己概念の障害

繰り返し『だめな子』を言葉をなげられたり、虐待を受けて育つ。

虐待がおこなわれる理由が『自分が悪いから』ととらえる。

自己評価が否定的となる。

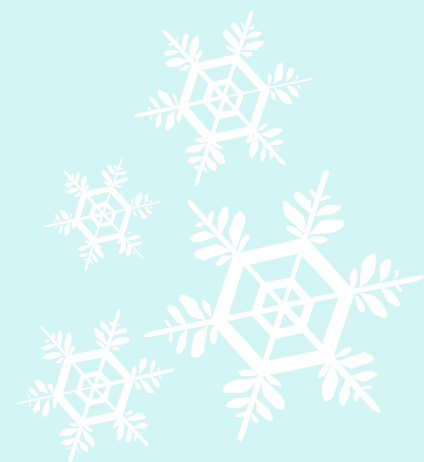
他者からの肯定的反応を受け止められず混乱する場合もある。





親に対するケア

児童相談所 ・ 市役所の
保健師 ・ 保健所 ・ 愛
育委員。などの地域のス
タッフの連携が大切。

- ①虐待者の相談相手になり、虐待者の社会的孤立を解消する
 - ②子供の問題を親に負担をかけずに改善する
 - ③社会的資源を活用して、経済的問題などの生活のストレス、特に育児負担を実質的に軽減する
 - ④親の育児を改善するように働きかける
- 



虐待発見後の実際

まずは児童相談所へ通報

疑わしい場合も含めて

夜間でも対応

・児童相談所への通報

そこから 面談・ 訪問・ 場合によっては警察

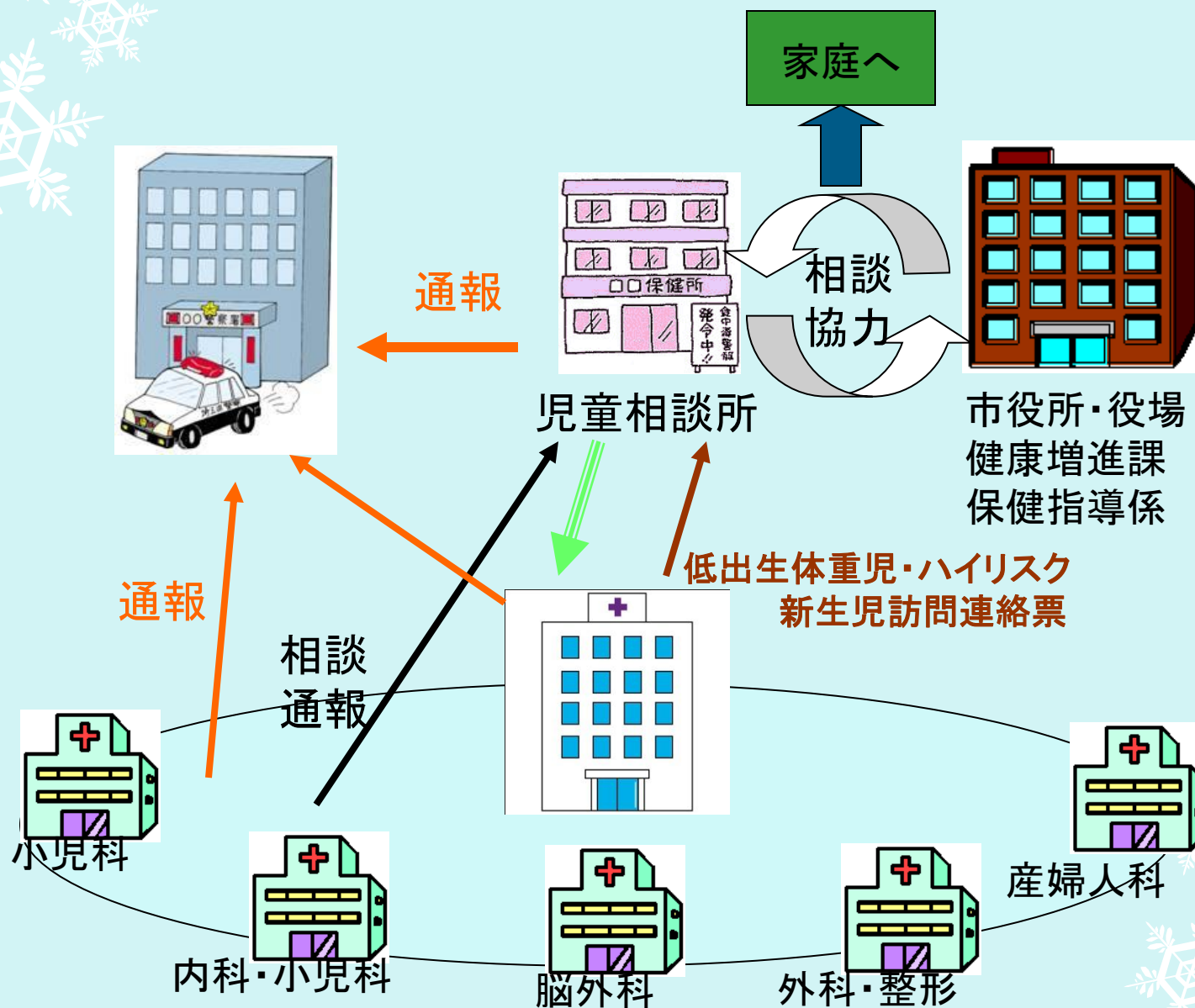
●生活指導や援助の体制作り

(保育所の紹介、 保健所・市役所の保健師・病院とのネットワーク作りの場を設ける)

■措置入院、 一次保護、 親権の剥奪 → 乳児院



地域医療機関・虐待防止ネットワーク



虐待について学べたでしょうか？

①虐待は問題になっているが相談件数自体は実は増えていない？

X 相談件数、実数ともここ20年で40ー50倍に増加

②医師、看護師、医療事務職員は児童 虐待の確証が得られ
次第速やかに児童相談所へ 通告する義務がある？

X 虐待が疑われれば虐待の確証はなくとも、通告する義務が生じます。

③通告は児童相談所へ、夜中でもよい？

○ 津山児相 Tel: 23-5131 市町村(役所)、 県民局でもよい

④通告は個人情報保護の観点から親の同意を得てからとすべきである？

X 通告義務は守秘義務より優先されます

⑤ 毎日同じ汚れた服をきてくる子は虐待を疑い、通報すべき？

○ ネグレクトだと思われます。